

胎盤の送付方法

胎盤の送付にあたっては、事前に連絡していただきますように、お願いいたします。

1) 分娩から5日以内に送付可能な場合

胎盤は必ず冷蔵保存のうえ、下記の郵送方法にて送ってください。

＜注意＞ 絶対に冷凍させないで下さい。

2) 分娩から検査まで1週間以上を要する場合

ホルマリン固定をおこなってください。

分娩後1日以内に胎盤が十分浸かる大きな容器(約20×15×10cm)にひろげ、10%ホルマリンに完全に浸け、2日以上かけて固定してください。

＜注意＞ 絶対に冷凍させないで下さい。

3) 郵送方法

郵送には次の三層からなる容器を用い、厳重に梱包をお願いします。

- ① 一次容器：固定した胎盤を二重にしたビニール袋に入れ、破損などに備え、液体などを吸収できる吸収材（ペーパータオルなど）で包んでください。
- ② 二次容器：上記を保護するための容器で、丈夫で防水性、密封性のあるものに入れてください。タッパー容器などが適しています。
- ③ 三次容器：二次容器をさらにビニール袋に入れ、紙袋、箱などで梱包してください。記入した胎盤組織検査依頼書を同封してください。

ホルマリン固定時は常温ですが、念のため保冷郵便小包として、チルドゆうパック（冷蔵）や、冷蔵宅急便を利用し、平日に届くようにお願いします。

冷凍便では送らないでください。

日本郵政公社に胎盤の郵送も可能と確認済み。（郵便規則参照。）

④ 送付先

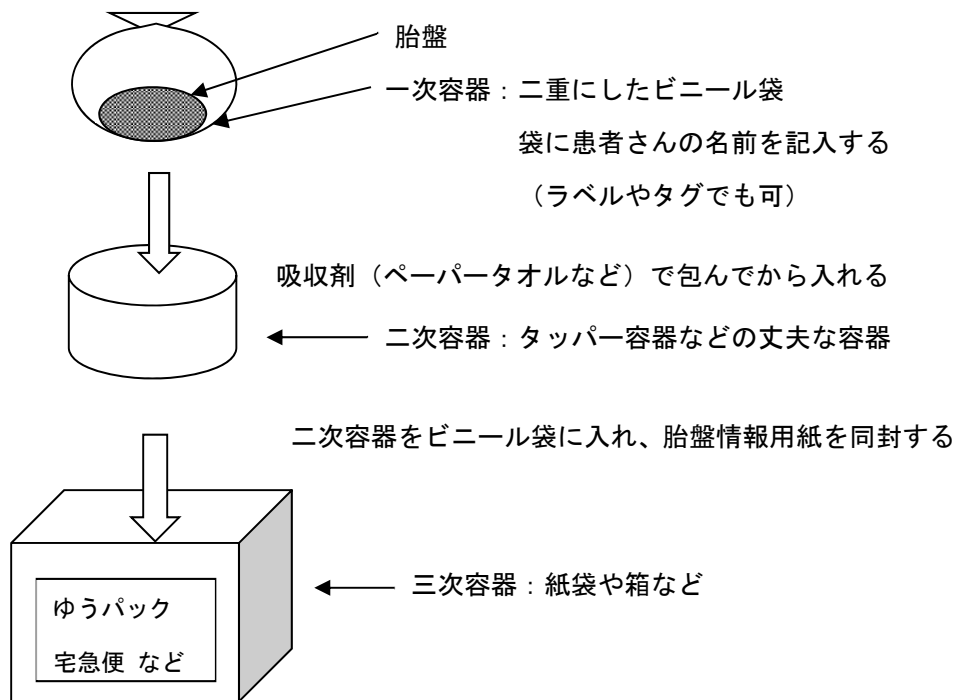
〒594-1101 大阪府和泉市室堂町 840

大阪母子医療センター 病理診断科 竹内真 宛

Tel 0725-56-1220 Fax 0725-56-5682

※ 以前実施の研究事業（NRN）とは、送付方法などが異なりますので、
ご注意ください。

図解：胎盤の郵送方法



参考：郵便規則（昭和二十二年十二月二十九日逓信省令第三十四号、
最終改正：平成一四年四月三〇日総務省令第五五号）

第八条 次に掲げる物を郵便物として差し出すには、前二条の規定による外、その号の定めるところに従い、これを包装しなければならない。

二 液体、液化し易い物、臭気を発する物及び腐敗し易い物

びん、かんその他の適当な容器に入れ、これを内容品が漏出しないよう密封したうえ、外部の圧力に耐える堅固な箱（容器が外部の圧力に耐える場合には、封筒その他の物を含む。以下この号において同じ。）に納め、箱には、万一容器が破損しても完全に内容品の漏出を防ぐ装置をすること。

三 毒薬、劇薬、毒物、劇物、生きた病源体及び生きた病源体を含有し、又は生きた病源体が附着していると認められる物

(い) 前号に規定する包装をし、郵便物の表面のみやすい所に品名及び「危険物」の文字を朱記すること

(ろ) 郵便物の外部に差出人の資格及び氏名を記載すること。

(は) 毒薬、劇薬、毒物及び劇物は、これを二種以上合装しないこと。

危険物との表記はいらないが、差出人氏名、資格（医師など）を記載するとのこと。